

未成年者の著作権の行方

田中 宏和

福山平成大学
(福祉健康学部 こども学科)

E-mail : htanaka@heisei-u.ac.jp

【要旨】

著作権を得ることに年齢の要件がないことは我が国の著作権法において当然のことであるが、実際に未成年者の著作物というものは世間や教育現場等でぞんざいな扱いを受けている事実がある。近年、ようやくこれらが問題視され始めたことによって、児童・生徒の作品の著作権に対する認識が徐々に生じつつあるが、一方で、未成年者に厳格に著作権を認めることが教育現場における活動等を著しく阻害しないかについても検討しなければならない。

そこで本稿は未成年者の著作権の現状や利用実態等にも着目し、学校現場が児童・生徒の著作権をどう取り扱うべきであるのかについて、ニュージーランドの例も参考にしつつ法学的見地からの具体的検討を試みることを目的とする。

キーワード：未成年者の著作権、教育現場、未成年者取消権

はじめに

著作権法第 35 条の改正と当該改正法の新型コロナ禍による前倒し実施により、にわかに教育現場などにおける未成年者の著作権をめぐる議論が活況の必要性が増している。教育現場での著作権問題を題材にしたマニュアル本が多数発刊されはじめ、これまで事なかれ主義で済まされてきた教育現場での著作権問題への懸念が以前よりは認識されつつある。

筆者はこれまで「教育・保育現場における子どもの著作権をめぐる一考察¹⁾」や「教育現場における幼児・児童・生徒・学生の著作権の取り扱いについて²⁾」といった論稿の中で、各種教育機関内部での授業成果物等の著作物の利用方法などに着目し、それらの作品に化体する著作権の取り扱いについて教育現場などはどのように認識すべきなのかという視点で検討と考察を重ねてきた。著作権法はその権利を付与する主体として年齢の区別を一切設けていないが、未成年者である子どもの立場は常に成年者から見て弱者の立場にあり、特に教育現場のような教員と児童・生徒という形でもって主従的な力関係が明確な状況においては、未成年者の著作権は企図せず日常的に侵害されやすいことも指摘してきた。一方で、近年においては、児童・生徒の著作物の取り扱いについては各学校の「学校だより」やホームページ等でインターネットを介した利用が進んでいる傾向もあり、従来の閉鎖された学校環境の中で暗黙裡に処理され済まされるような話ではなくなってきたのも事実である。おそらく、学校その他の教育機関での児童・生徒の著作権の問題も、早晩に真摯に向き合うことを要求されるであろうことは想像に難くない。

そこで本稿は、未成年者——特に学校その他の教育機関における児童・生徒——の著作権にスポットライトを当て、これらの権利につき教育現場はどのように向き合い、またどういった課題や論点が考えられるかを諸外国の例を挙げつつ検証し、我が国の法律に基づいた現状考えられる限りの解決策を試行・提示しようとするものである。

1. 未成年者の著作権に関する基本的考察

著作権法は未成年者であるからと言って権利の発生や享有を成年者と区別しない。これは我が国の著作権法が国際著作権条約であるベルヌ条約に批准する限り普遍の原理である。著作権は作品が著作物となった段階で著作者に発生し、それは未成年者、成年者に関わらず、同じ

条件の下で権利の発生・共有が行われることとなる。

この点、旧来の米国においては異なる現象が生じていたことが指摘できる。教育現場における生徒・学生 (student) の著作権を研究していたカーペンターは、自らの論考の中で、生徒・学生らの著作物は著作権が主張されずパブリックドメインに入ると認識していた³⁾。これはカーペンターが論考を書いた 1974 年当時、米国はベルヌ条約の無方式主義に参加せず、いわゆる著作権の登録でもって権利を発生させる方式主義を維持することによって著作権を管理していたことに起因する。すなわち、法的知識を持ちえず、権利意識もそこまで高くない生徒・学生は、自らの作品について著作権を法的に有効な形で登録してまで主張するというのを成しえず、結果として教育現場で日々生成される生徒・学生の作品はパブリックドメインになるしかないということにカーペンターの問題意識があったのである⁴⁾。だが、この米国と同じような状況は 1899 年からベルヌ条約に批准している我が国においては生じえない。本節冒頭でも述べたように我が国の著作権法が採用する無方式主義は、作品が著作物となった瞬間から著作権を無方式に発生させるからである。それ故、我が国において人は著作物を完成させた瞬間に著作者となり、その著作財産権と著作者人格権の両方の享有主体となることは疑いようがないわけである。

だが、著作権法の法理論を横に置き、教育現場の現実を見るとカーペンターが米国の教育現場で懸念をしていた問題が日本でも再び首をもたげる。すなわち、未成年者が学校その他の教育機関で作った著作物の著作権は誰に認知され、どこに行くのだろうかという問題である。当該権利について、多くの場合は、未成年者らによってほとんど主張されず、時の経過と共に著作物としての作品ごと消失してしまうのであろう。学校その他の教育機関においては作文や絵画など、ほぼ毎日のように多くの著作物が授業成果物等として生成されているのであろうが、その中で破損や廃棄、忘却から免れずに存在するのはほぼ皆無に近いと言ってよい。要するに、無方式主義を掲げる日本の著作権法の世界においても、未成年者の著作物の多くは著作権が主張されず、忘却されているというのが実態なのである。この仕組みを法的に述べるのならば、“無方式で著作権が発生する未成年者の作った著作物は、著作権者による著作権の権利主張がされることはなく、そのまま作品としては処分されている”という形になるのであろう。著作権が主張されないままに

消失する著作物の仕組みは、何も未成年者が作ったものだけに限らず、多くのアマチュアの作品にも見受けられるものであろうが、ただ、未成年者の多くが学校その他の教育機関に属するが故に、彼らが“著作物を生成することから逃れられない状況に置かれている”という意味ではかなり特殊な環境にあると思われる。

一方で、インターネットを通じた情報発信の場面が増えるにつれて、たとえ未成年者の著作物は利活用の幅、増すことはあっても今以上に減退することはない。しかもこれらの著作物の価値をどこに置くかは個々様々で、偏に金銭的なインセンティブだけを満たす目的だけに利用されることも限らない。学校その他の教育機関などで教育の実践例として未成年者の著作物を紹介するような利用法もありえるし、中には親が自らの子どもの著作物をSNSに投稿し、子どもの著作物を通じて他者からの共感を自らに得るような著作物の利用の仕方も十分に考えられる。インターネットに限らずとも、未成年者の著作物を活用し、バスや電車、トラックなどにラッピングすることで企業と社会との親近感を上げようという取り組みも今や街中でよく見かける表現手法である。このように考えていけば、未成年者が制作する著作物の価値は、その巧拙だけで語るものでも評価するものでもなく、やはり公共空間において利活用される様々な著作物と同一直線状に置いて議論をする必要がある。

2. 未成年者の著作権と教育現場の対応① ～ニュージーランドの例～

世間は未成年者の著作権という存在に真剣に向き合うことには極めて消極的である。前節でも説明したように、未成年者の作品であっても著作物としてれっきとした著作権があり、教育現場などで授業成果物として制作されたものであったとしても著作権があるということは自明の理であるわけだが、人生経験の少ない未成年の著作権者に対して法定の大人とされる成年者は権利者としてのリスペクトの意思をほとんど示さないのが現状である。特に、教員と児童・生徒といった形での一種の主従的で支配的な構造に陥りやすい場面で制作された著作物などに対しては、単に授業成果物として成績評価の対象とすることはあっても、教員や学校組織がそれら作品に著作物としての経済的価値を見出すことや、作品に対する慎重な取り扱いを考えることは稀であろう。実際に各教育機関で児童・生徒たちと学校で制作される著作物の権利的ないし物的な取り扱いを決める契約を結ぶという

ことが運営上で一般化されているというような話はこれまであまり耳にはこなかった⁵⁾。

ところが、諸外国に目を向けるとニュージーランド教育省が、学校現場での児童・生徒の著作物利用に関して本人と保護者に確認を取る契約書の様式を、各種学校に向けてサンプルとして公開している例が見つかる⁶⁾。この様式は①自分（自分の子供）の写真、②自分（自分の子供）の絵画、③自分（自分の子供）の作文、④自分（自分の子供）の音声や演奏、⑤自分（自分の子供）の動画について学校が(a)ポスター等へ利用すること、(b)印刷・出版物へ利用すること、(c)学校ホームページ(ウェブサイト)へ利用すること、(d)学校のマーケティングや広告で利用すること、(e)学校だよりで利用すること、(f)学校に関する新聞記事・テレビ番組で利用すること、といった利用範囲オプトイン形式で本人と保護者それぞれが日付付きの署名をし、許諾をするような形となっている。ニュージーランドの成年年齢は、1970年成年年齢法(Age of Majority Act 1970)第4条(1)項でもって20歳とされているが、旧来の我が国のような成年年齢に達した途端に何もかもが可能になる——逆を言えば、我が国において未成年者の行為能力はかなり制限的に抑圧されているように錯覚する——という形ではなく、条文上に「ニュージーランドのすべての法律の目的において、何人も20歳に達した時点を満年齢に達したものとす。」とあるように、年齢としての20歳到達が成年とはしているが、20歳未満でも法律個々の「成年」の定義によって、徐々に自らだけで出来る法律行為の範囲を広げるような制度設計を採っている。同国において、自らの作品の著作権に関係しそうな契約が保護者の同意なく出来る年齢は2017年契約及び商法(Contract and Commercial Law Act 2017)第5条(2)項(f)号ならびに第85条などを見る限りにおいて18歳以上に設定されていることから、上記著作物の利用等に関わる契約書は、おそらく18歳未満の児童・学生やその保護者に対して契約を結ぶことが推測される。この事例を概観するに、“極めて契約ベースに過ぎる”という冷やかな評価も出来ようが、本稿1でも述べた万人に著作権を自動的に付与するという著作権法が意図する無方式主義の実体に合わせれば、当該方式は“一定程度の正しさがあ、参考になるかも知れない”という認識を我々は持つ必要がある。

3. 未成年者の著作権と教育現場② ～親権者への事前許諾は必要か～

ただ、この未成年者ならびに親権者と学校その他の教育機関が著作権の利用に関する契約を事前に結んでおくというニュージーランドでの手法が我が国において適切であるかどうかは慎重に検討する必要がある。通常、未成年者が契約を結ぶ場合、我が国においても法定代理人である“親権者からの介入”という要素を頭に入れておかねばならない。我が国の民法においても第5条本文に「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。」とあり、未成年者だけで為す法律行為を制限している。一般的な著作権の利用許諾契約等についても、未成年者だけでは成しえない契約であることを考える必要があり、天野由貴も「この前、親戚の幼稚園の子が描いた絵を写真に撮ってSNSにアップしちゃいましたけど……」という想定問題に対して、「幼稚園のお子さんでも著作者ですね。ただ、幼稚園のお子さんには判断できないと思いますから、保護者さんの許諾をとりましょう。」と、法定代理人である親の許諾を取るべきという判断を下している⁷⁾。

しかしながら、この未成年者との著作権契約の件は、もう少しフレキシブルに考えることも可能ではないかと筆者は考えている。つまり、上記の想定問題にあるように「幼稚園に通う未成年（4～6歳）」を想定した場合は、当然に親権者の同意・介入があって然るべきだと考えられ、おそらく小学校低学年（6、7歳）程度の児童についても実態的には同様の判断となるだろうが、小学校中学年以上（8～18歳未満）の児童・生徒についてはある程度の判断力が備わっていると考えられることから⁸⁾、特に自己の制作した著作物をどのように教育機関等に使用させるかどうかの判断は自らのみで可能であろうと推測されるわけである。この考え方に立てば、0～7歳に関わる学年までは親権者の同意を前提とした著作物の利用許諾契約等を取り交わす必要があるが、8歳以降に関わる学年においては、何も親権者の同意を前提とした著作物の利用許諾契約は必要とされず、あくまで児童・学生本人と教育機関が著作権の利用許諾契約を取り交わすだけで良いのではないかと解釈できる。詰まるところ、未成年者の意思能力や行為能力をどのように捉えるかという民法の伝統的な議論を反芻するような錯覚に陥るが、当該議論においても早ければ7歳程度から財産行為は為しうると考えられるとされることから、“8歳以上は児童・学生本人とだけ教育機関が著作権の利用許

諾契約を結べば足りる”のではないかと、とする本稿の解釈は民法上の伝統的議論と比してそこまで乖離した話ではないだろう。

無論、たとえ児童・生徒本人と学校その他の教育機関だけで著作権の利用許諾契約を取り交わしたとしても、民法第5条2項にある未成年者取消権を根拠に親権者が当該契約に介入する余地はある。ただ、その可能性があるからと言って、教育現場が過剰に委縮する必要はないであろう。未成年者取消権はその言葉の通り、未成年者が成した契約を取り消すことができる——逆を言えば、取り消されるまでは当該契約は「有効」に働く——だけのもので、著作権契約そのものを教育機関が親権者の同意なく意思能力を備えていると考えられる8歳以上の児童・生徒と結ぶということを禁じたものではないからである。むしろ、未成年者取消権は場合によっては法定代理人の立場を悪用した権利濫用に繋がる恐れもあることから、児童・生徒の著作物の取り扱いを口実とする親権者等の子への過剰な干渉は、むしろ、子の財産管理にかこつけた子への虐待事案であるという想定も教育機関は考慮する必要がある⁹⁾。

さらに話を進めて、そもそも未成年者が制作した著作物に関わる権利というものが、本当に法定代理人である親権者の完全なコントロールの下に管理しうるものなのかどうかは議論の余地があると思われる。すなわち、民法第5条1項ただし書きは本文の「未成年者が法律行為をするには、法定代理人の同意を得なければならない。」に対して、「ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。」とする。これを本稿2でも触れたように、我が国の著作権法のみならずと併せて解釈をすると、作品が著作物となった時点で著作権という権利が著作者である未成年者に単に付与される形となり、まさに当該ただし書きに相当する状況が未成年者に生じることとなる。この状況は、未成年者が自らの手で作品を作ったことによって著作権という一種の財産を原始的に取得した状態なわけであって、権利取得に対する親権者の寄与度はほぼないことは言うまでもない。この自らの手だけで生み出した原始取得的な権利の処分について、何故一般財産と同じように法定代理人である親権者に意向を尋ねる必要があるものとの短絡的な解釈に至るのであろうか。民法第5条3項は「第1項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産

は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。」としているが、そもそも未成年者にとって自らの作品に自力で付与された著作権が自らの判断だけで処分できない財産として完全に予定できるのか否かについては、そこに議論の余地が少なからずあると考えるべきであろう。

【参考】筆者が考える教育現場などでの未成年者との著作権契約のあり方

著作権者の年齢	著作者本人の同意	親権者の同意
およそ0～7歳(小学校2年生以下)	必要ではない(解 釈上、乳幼児は意 思能力なし)	必要
およそ8～17歳(小学校3年生以上)	必要	包括的な事前承認は不要 (未成年者取消権 だけで足りる)
満18歳以上	必要	不要

このような考え方をまとめて表に表すと上記のようになるが、この考え方の根幹には“未成年者の作品がコンテンツ市場で金銭に変えうる財産的価値があると強く評価される場面は少ないであろう”との筆者の楽観的憶測がある。もっとも、一億総クリエイターと呼ばれる現代社会では、未成年者でありながらコンテンツ市場で高く評価されるクリエイターも想定しなくてはならないこともまた事実であり、親権者は子がそのような立場にある場合には、未成年者であることに害意をもって乗じた著作権契約を結ばせられないように管理・監督をする義務があることは言うまでもないであろう。この点については子の創作活動の実態に即した臨機応変な対応が必要である。

4. 未成年者の著作物と教育現場③ ～親権者等を著作権トロールにする可能性～

前節でも検討した通り、本稿2で示したニュージーランドの例のように、学校その他の教育機関で親権者

に事前許諾を取るかの如き対応は、8歳以上の未成年者にはやや過剰であるように思える。契約という視点で考えると当該対応はそこまで間違っているものではなく、むしろ丁寧かつ真摯な対応と言えるであろうが、ただ昨今の教育現場の実情を踏まえると、これがかえって教育現場にとっては致命的な負担と混乱を生む可能性がある。

本稿2でも説明した通り、ニュージーランドでの例は未成年者本人と保護者との対象となる著作物の利用範囲をオプトイン形式で決定する方式となっており、当然ながら、本人ないし子の著作物の利用範囲が児童・生徒それぞれによって大きく異なることを前提としている。この方式を教育現場の視点に当てはめると、「児童Aさんの作品はホームページに使えるが、児童Bさんの作品は使えない。児童Bさんの作品はポスターには使えるが、児童Aさんの作品は使えない」などの煩雑な状況が生まれやすいことが分かる。また、現実的な目線で考えると、実は利用目的の範囲区分も曖昧で、例えば本稿2で(a)とした「ポスター等へ利用すること」や、同じく(b)とした「印刷・出版物へ利用すること」や(d)「学校のマーケティングや広告(学生募集や広報)で利用すること」と、その指定範囲が重複ないし抵触している——思うにポスターは印刷物でもあるし、広告でもある——蓋然性を捨てきれず、事前承諾に従って、児童・生徒の作品の利用範囲を教育現場の判断だけで振り分けてしまうと、思わぬ形で、教員と児童・生徒間あるいは教員と保護者間での微妙な意思表示の齟齬を生じさせそうでもある。これが教育現場にとっての潜在的リスクとなりうることは言うまでもない。

周知の通り、我が国の教育現場における課題の一つには、学校に対し過剰な要求をする親権者等への対応の問題がある。所謂、モンスターペアレントなどの問題であるが、当該気質が疑われるような親権者に対し、自らの子の著作物に対する事前の利用許諾を求めれば、それこそ火に油を注ぐような結果を生じさせかねない。おそらく子細な許諾内容で揉めることだけに限らず、場合によっては当該児童・生徒の作品を利用する際の特異な手続きや金銭の要求などが安易に起こりうるだろう。著作権の世界では、著作権を恣意的かつ攻撃的に用いて賠償金や和解金といった金銭を勝ち取ろうとするような“著作権(コピーライト)トロール”と呼ばれる存在が問題視されて久しいが、この教育現場での児童・生徒の著作権の問題は、潜在的にモンスター

ペアレントとなりえそうな親権者を、さらに著作権トロールへと変貌させることは大いにあり得るわけである。このように考えれば、本稿2で示したニュージーランドの手法は、対応すべき親権者を選べない我が国の教育現場にとっては更なる保護者対応の負担を生じさせる悪手となりかねない。

また、そもそも親権者から児童・生徒の著作物の利用について事前承諾を取っていたとしても、民法第5条2項が未成年者取消権を親権者に付与し続けている限りにおいて、それが常時追認を取っているという解釈は民法第124条の条文の主旨からして導きにくいことも冷静に考慮すべきである。民法第124条はその条文を読む限りにおいて、著作権の利用許諾に関する包括的な事前承諾を追認に置き換えるような形で理解することを良しとした条文とは到底言えない。無論、この厳格な理解は民法の原則である契約自由の原則の下に覆される可能性もあり得るが、ただその未確定に過ぎる楽観的解釈に拠ることを教育現場は安易に選択すべきはない。要するに、我が国の法制度に従って未成年者との契約に及ぶことについて、特にそれが特定の著作物に関する教育活動外の利用を目的とした許諾契約であるとするならば、その利用事案ごとに個別に契約を取り結び、その都度、親権者と未成年者取消権を行使しないことを確認するという方法が最も誤解が生まれにくく教育現場にとっても安全な形になると考えられる。

5. 立法論による解決とその限界点 ～現代の著作権法に馴染む解決策とは何か～

未成年者の著作権問題に学校その他の教育機関が対峙した場合、対処療法的な解決策として本稿は7歳までの未成年者に対してはその親権者からの同意を重視し、8歳以上の未成年者には本人の同意を重視する立場を例示している。そして、8歳以上の未成年者の同意であっても民法第5条2項にある未成年者取消権が親権者から行使される可能性はもちろんあるとしつつも、それが行使された場合には、改めて個別に考えれば良いとするのが本稿の一応の立場である。本稿2で示したニュージーランド教育省の事前に本人とその保護者から包括的な事前承諾を取っておくという事例は一見合理的であるように見えるが、我が国の法制度に当てはめると、単に教育現場の負担と一部の歓迎されない親権者からの申立ての機会と可能性を増やすだけ

で、特にそれらをしなくてはならないという法的必然性と、それをしたことで未成年者の著作物利用の免罪符になりうるという法的有効性が確認できないこともこれまで検討してきた。結局は、現行の法制度において、この未成年者の著作権の問題に関するこれ以上の更なる展開は考え難く、革新的な解決を得る手法も見当たらないというのが正直なところである。

この問題を抜本的に解決するための立法的施策を指向することも終局的な解決策の一つになると思われるが、それらにはどのような手法があると考えられるであろうか。教育現場等で生じうる問題の解決法として思いつくのは、著作権法第35条の「学校その他の教育機関における複製等」の規定のように著作権者への制限規定を設定し、教育現場が未成年者の著作物に関して、それらの著作権の存在を深く考えずに取り扱えるようにしてしまうことである。おそらく、著作権のうち複製権や公衆送信権の問題だけを考えれば同条文中にある「公表された著作物」という文言を、単に「著作物」と変更するだけでも少しばかりの問題の解決策となることであろう。あくまで仮説に過ぎないが、この文言の改正だけでも、教育現場が子どもたちの著作物を「授業の過程」において印刷物やネット配信で用いるといった行為が著作権の例外に置かれるようになり、教育現場の利便性は向上するものと考えられる。

しかし、この改正論の結果の有効性だけに着目するのは安直に過ぎるであろう。一見すると合理的な内容に思えるが、「公表された著作物」の「公表された」の文言を落とすことは、すなわち、公表されていない児童・生徒の著作物を学校やその他の教育機関が「授業の過程」において自由に利用して良いという話になり、児童・生徒が公表することを望まない著作物もまた学校やその他の教育機関が独断で公表をしてしまうという問題を生じさせるのである。これは場合によっては、未成年者の人格的利益を毀損する重大な侵襲を一般化させることにもなりかねない。

著作権法第18条は「著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著物とする二次的著作物についても、同様とする。」とし、著作者人格権と呼ばれる権利の一つとして公表権を定めている。この公表権は、言ってみれば自分の作品について“公表するか、しないか”という択一的

選択を著作者が独占する権利だと解釈されうるもので、これは第三者に譲渡不可能な一身専属の権利であることが著作権法第59条によって明示されている。つまり、著作権法第35条にある「公表された著作物」の「公表された」という要件を敢えて外して未成年者の著作権に関する問題の解決を図ろうとすると、そこには一身専属で譲渡不可能な著作者人格権という人格的利益を堂々と侵害する条文がそこに出来上がるわけであり、著作権法が守る伝統的価値観に比してそれは到底許されるものではないと解釈せざるを得ないわけである。その意味で、この立法論は推すべきではない。

では、この未成年者の著作権の問題に対して、どのような解決方法が望ましいのかという、またもや堂々巡りの議論に陥りそうになるわけだが、究極的には、教育現場の負担軽減か未成年者の権利尊重のどちらに価値観を置くべきかという政治的判断によって決する他ない議論であるかのように思われる。実際に著作権法を概観すると学校やその他の教育機関というのは、あたかも法律の枠外に置かれているような印象を持つ。およそこの印象に対する推測は正しく、学校やその他の教育機関と著作権とが強く交わらないように著作権法は設計されていたのであろう¹⁰⁾。インターネットが一般化していない時代の筆者の90年代初頭の幼年期における体験に従えば、当時の学校というのは児童・生徒の作品をホームページに掲載するようなインターネットを介した教育・広報活動というのはまだなく、活字を容易に活用できるようになった程度のワープロの全盛期であって、児童・生徒の著作物を利用すると言っても作文等の文章の複製は兎も角も、児童・生徒の絵画等を掲載・印刷するようなりッチコンテンツを作る機会や技術、印刷機等を教職員はそもそも有していなかったわけである。要するに、この未成年者ならびに児童・生徒の著作権の問題は、彼らの作品の利用価値と利用手段が発展してきたことで浮上してきた現代的問題と捉えることもでき、現在の発展した技術や社会の実情に合わせた形で当該作品の利用者である学校やその他の教育機関を特殊なものとして再設計し、児童・生徒の著作権に対する例外を認めることは、解決策の一つとしてはあり得るとも考えられる。

とは言え、学校やその他の教育機関の教育現場での負担軽減を最優先にし、単に臭い物に蓋をするような極端な手法で児童・生徒の著作権の問題を立法論的に解決する方法は児童・生徒の“教育効果”という点で

は取るべきではない。現代の教育現場は、それこそ社会にある様々な「公表された著作物」の上に立って成り立っているものであり、先人や現在のクリエイターらの積み重ねられた努力の成果があってこそのものである。この教育現場における在野の著作物利用の問題については先に述べた通り著作権法第35条などでもって例外的な解決が図られているが、この例外的な解決法を、強く反対意見を言えない立場の児童・生徒にまで拡大をしてしまうことが、教育現場で著作権の重要性を教えるべき学校やその他の教育機関がやるべきことなのかは今一度考えるべきであろう。カジュアルに行われているとされる児童・生徒らによる著作権侵害行為の矯正について世間が学校現場に対応を求めるのであれば、その裏返しとして、学校現場もまた児童・生徒らの著作権を尊重する姿勢を持たねばならず、更には学校現場を超えた社会全体においてもその思想は貫徹されなければならないからである。

おわりに

これまで未成年者の著作権の課題について、海外の論考や実例などを踏まえながら、我が国の民法や著作権法制の中でどのように解釈し、学校やその他の教育機関はこれにどう対峙するかということを重点的かつ法的に検討してきたが、率直なところ、当該課題をクリティカルに攻略する手段というのは現状発見出来てはいない。本稿2で見たように、ニュージーランドの実例は一見すると革新的な解決策のように思えるが、実際に我が国で運用するとなると、ただでさえ教育現場が苦しむ保護者対応に、悩み事と揉め事の火種を増やすだけで終わりそうな帰結を迎えることは本稿3ないし本稿4で検討した通りである。また、ニュージーランドの実例にある本人とその保護者への自身の著作物利用に対する事前承諾は、我が国の法制下にあっては確実に機能することまでは断定できず、結局は利用に関わるその都度で個別に著作権利用契約等を締結した方が安全で確実であるという一定の結論を見出している。親権者からの未成年者取消権の行使はなお懸念ではあるが、この懸念を事前承諾の形で根本的にはねのけることは理屈上難しいことも付記した。ならば、立法論による解決をということにもなるだろうが、これについても、学校やその他の教育機関が抱える事情だけを優先しすぎると、それは児童・生徒の人格的利益への侵襲が過ぎる政策となり、一考の余地こそあるもの

の、児童・生徒への教育効果を考えれば彼らに説明がつかないような状態や理論でもって強行すべきではないという推論が導かれた。

以上のような検討から、本稿は未成年者の著作権が抱える課題について、本稿としてどのような帰結を導き出すかという話になろうが、楽観的かつ進歩的で創造的な手段として考えるのは、この未成年者の著作権に関する課題点をそのまま法教育的な視点から教材化し、児童・生徒らに著作権教育を行うというアイデアである。現状の「総合的な学習」などの教育内容にこれらの著作権教育を組み込んでしまうというソフトランディングを指向したアプローチもありえるのではないかと筆者は考える。つまり、著作権というものがどのようなプロセスで発生し、誰に付与され、何を権利として守っているのかといった基本的な事項を“自らの権利・利益の問題”として考えさせ、逆に他者の権利・利益の尊重を学ぶ機会とすれば、現実には即した面白い教育プログラムとなる以上に、児童・生徒が自己の持つ権利などについて考える機会となるのではないかという提案である。幸いに、当該教育には本稿3で検討したように、民法の意思能力であるとか、著作権の契約に関わる内容などが必要となってくる。さらに民法の未成年者取消権や、一般法と特別法の違いを認識する必要もあり、法教育のマテリアルとしては十分に可能性を秘めたものであるように感じる。併せて、自分の作品が学校のホームページに掲載される場合などには、丁寧に学校と契約書を取り交わし、著作権の利用契約を結ぶという実経験をさせれば、それは未成年者にとって今後の社会を生きぬく力を体現した格好な教材ともなり、少なくともそこで実践的教育を交えて結んだ著作権契約によって教育現場で行われそうな児童・生徒の著作物の無断利用などの問題が明示的に解決するのではないかという実験的で発展的な思考である。最終的には立法論などによって、未成年者の著作権に対峙する学校やその他の教育機関を守る何らかの法的アプローチが必要となっただけではこよすが、現行制度の下で未成年者の人権や財産権等にも配慮しつつ、親権者からも教育機関などが信頼や賛同を得やすい方法としては、こうした教育の世界ならではの方法も考えられよう。

著作権契約という我々はどうしても金銭的な見返りを想像するが、学校やその他の教育機関が与えられる著作権利用の見返りというのは、何も金銭だけに限つ

た話ではなく、伝統的な手法として学習評価に反映させるという手法もあり得る。また、単に自分の作品が「学校のホームページに載った」、「学校だよりに載った」というだけで名誉的な見返りや満足感を児童・生徒に生じさせることもあり得るだろう。未成年者というのは、その実、若年者であればあるほど、我々の金銭的な損得勘定を超えたところに自らの落しどころを持っているものである¹¹⁾。ただ、我々が何よりも忘れてはならないことは、“未成年者の著作権は常に彼らの手の中にある”という揺るがない事実であり、それを自らの作品あるいは著作物と同じように尊重と敬意をもって取り扱うべきという一貫した姿勢なのであろう。

【脚注】

1) 拙稿、「教育・保育現場における子どもの著作権をめぐる一考察」、大学教育論叢 2号 (2016年)、15-23頁参照。

2) 拙稿、「教育現場における幼児・児童・生徒・学生の著作権の取り扱いについて」、岡山県立大学教育研究紀要第8巻1号 (2024年)、84 - 93頁参照。

3) Robert B. Carpenter, *Student Author and the Law of Copyright: A Consideration of Some Peculiar Problems*, 51 NOTRE DAME LAW. 574 (1976) at 574.

4) ここで留意が必要なのは、カーペンターの議論は米国における生徒・学生の作品が、単に権利主張がされずにパブリックドメインになる、という単純な構図だけを問題にしてはいない、ということである。彼は執筆当時の米国の著作権に関し、連邦に由来する法定の著作権と州の慣習法に基づくコモン・ロー上の著作権の2種があることを指摘し (*Id.* at 576.)、生徒・学生らが法定の著作権を取得しなかった場合であっても、彼らにはなおコモン・ロー上の著作権があると仮定していた (*Id.* at 591.)。ところが、生徒・学生らが法定の著作権を取得していないと当該作品は、場合によっては教員らの著作物の中に本人への通告なしに組み込まれて出版され (出版による法定の著作権を得るとコモン・ロー上の著作権は消滅するというのが当時の解釈であった)、生徒・学生の作品が (筆者注: 著作権保護期間の満了によって) 「パブリックドメインに捧げられる」 (*Id.* at 580.) ことになるといった構図も問題視しているようである。

5) 学校における生徒の作品の取り扱いをめぐる注目すべき事件として、当時洲本市立中学校の生徒であつ

た原告の自由研究を担当教員が紛失・無断処分し、そのことについて国家賠償法第1条1項に基づいて損害賠償を求めて一部認容された事案がある（神戸地判令和5年2月10日LEX/DB25594508）。

6) Ministry of Education TKI (TE KETE IPURANGI) HP “Student copyright permission form -Sample” <https://www.tki.org.nz/Copyright-in-schools/Sample-documents/Student-copyright-permission-form-Sample> (accessed September.12.2024)

7) 一般社団法人 大学 ICT 推進協議会『すぐわかる著作権と授業』（一般社団法人 大学 ICT 推進協議会 2023年）10頁。

8) 子どもの意思能力については、7歳くらいからあるとするのが民法学においてよく主張される見解である（一例として、佐久間毅『民法学の基礎1 総則 [第4版]』（有斐閣、2018年）82頁、山本敬三『民法講義I 総則 [第3版]』（有斐閣、2011年）39頁）。

9) 周知の通り、令和4年12月に改正民法が公布・施行され、その第821条において「親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」として、親権者が子の人格を尊重することを義務付けている。

10) 例えば、昭和41年の著作権制度審議会の答申では、「学校教育および社会教育を通じ、教育の過程における使用については、原則として、自由利用を認めるのが相当であるが、その使用の態様からすれば、公でない使用あるいは収益を目的としない上演、演奏等として取り扱うこととし、この使用のために特別の措置を講じないことが適当である。」としており、本稿の推論を逸脱しない旨の主張が見受けられる（文部省『著作権制度審議会答申説明書』（1966年）45頁）。

11) 岡本薫は子どもたちの著作権意識について、「子どもたちはまだ、「自分が作ったコンテンツでお金をもうけよう」とは思っていませんし、お金は保護者の方からもらうお小遣いのことなので、Bグループ（筆者注：本書では概ね「著作財産権」のことを差している）の権利はあまりピンとこないのです。＜改行＞その半面、大人よりも子どもの方が、「自分の作品を思う心（筆者注：本書では概ね「著作者人格権」のことを指している）」が強いようです。自分の作品を勝手に変えられた

りすると、子どもたちは大変傷つきますが、大人は「もうかればOK」なのではないでしょうか。」と評しており、子どもの著作権に対する世界観を考える一端として大変興味深い（岡本薫『小中学生のための初めて学ぶ著作権 新版改訂版』（朝日学生新聞社 2019年）[Kindle版] ロケーション 4229 の 1089）。

【謝辞】

本研究は JSPS 科研費 JP24K06347 の助成を受けたものです。

Who Hid The Minors' Copyright ?

Hirokazu Tanaka

Department of Childhood Education, Faculty of Welfare and Health Science,
Fukuyama Heisei University

E-mail : htanaka@heisei-u.ac.jp

Abstract

Under the Japanese copyright law, age is not a factor in obtaining copyright. However, it is true that works by minors are treated carelessly in society and in educational settings. In recent years, as these issues have begun to be viewed as problems, awareness of copyright in works by children and students is growing. On the other hand, we must also consider the possibility that granting copyright to minors may hinder educational activities.

Therefore, this paper focuses on the current state of copyright for minors and their actual usage and aims to provide a concrete examination from a legal perspective of how schools should handle the children's and students' copyright, with reference to the example of New Zealand.

KEYWORD: Copyright for Minors', Educational Settings, Right to Voidable for Minors'
Judicial Act